

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

役員退職金を支給したら株を移そう

Q: 役員退職金を支給した時が株を移すチャンスと聞きましたが……。

A: その通りです。役員退職金は、過大でない限り損金の額に算入することが認められています。よって、役員退職金を支給すると次のような効果があります。

- ① 自社株を純資産価額方式で評価する場合に、評価減の効果が大きく、株式の贈与等が容易になる。
- ② 退職金をもらった役員は、退職所得として、比較的税負担が少なく収入が得られる。
- ③ 会社の利益と相殺されるため、法人税の負担が少なくてすむ。

《役員退職金支給の注意点》

- ① 役員退職金の支出が、定款、株主総会及び取締役会の決議に基づいていること
- ② 具体的に支給することが確定した日、又は実際に支給した日を含む事業年度において損金経理されていること
- ③ 退職金の額が、その役員の在任期間、退職に至った事情、同規模他社における役員退職金の支給状況等に照らして不相当に高額でないこと
- ④ 退任後は、完全に第一線から退くか、代表権のない会長等に就任するようにし、その場合の役員報酬の額は、退任直前の報酬金額の半額以下になるようにすること

